

令和 2 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
第 5 回 臨時 会 会 議 録

令和 2 年 1 2 月 1 8 日 開 会

令和 2 年 1 2 月 1 8 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会第5回臨時会会議録目次

12月18日

| | |
|--------------|---|
| ○議事日程 | 3 |
| ○会議に付した事件 | 3 |
| ○出欠席議員 | 3 |
| ○説明のために出席した者 | 3 |

会 議

| | |
|---|----|
| ○開会・開議 | 4 |
| ○日程第 1 会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○日程第 2 会期の決定 | 5 |
| ○日程第 3 管理者提案理由の説明 | 5 |
| ○日程第 4 議案第8号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について | 6 |
| ○日程第 5 議案第9号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について | 8 |
| ○閉 会 | 10 |

令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会第5回臨時会会議録

令和2年12月18日（金曜日）

○議事日程

令和2年12月18日 午後1時30分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 管理者提案理由の説明

日程第 4 議案第8号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について

日程第 5 議案第9号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1 番 田 代 耕 一 君 | 2 番 勝間田 幹 也 君 |
| 3 番 本 多 丞 次 君 | 5 番 高 橋 靖 銘 君 |
| 6 番 室 伏 勉 君 | 7 番 佐 藤 省 三 君 |
| 8 番 小 林 恵美子 君 | 10 番 藺 田 豊 造 君 |
| 11 番 菅 沼 芳 徳 君 | 12 番 岩 田 治 和 君 |
| 13 番 高 橋 利 典 君 | 14 番 高 畑 博 行 君 |

○欠席議員

な し

○説明のため出席した者

| | |
|----------------|-----------|
| 管 理 者 | 若 林 洋 平 君 |
| 副 管 理 者 | 池 谷 晴 一 君 |
| 副 管 理 者 | 勝 又 正 美 君 |
| 会 計 管 理 者 | 芹 澤 勝 徳 君 |
| 事 務 局 長 | 勝間田 邦 雄 君 |
| 消 防 長 | 勝間田 誠 司 君 |
| 庶 務 課 長 | 勝 又 久 生 君 |
| 事務局次長兼資源循環課長 | 岩 田 秀 也 君 |
| 事務局次長兼衛生センター所長 | 岩 田 隆 夫 君 |
| 消防次長兼管理課長 | 小 澤 進 君 |
| 予 防 課 長 | 外 山 貴 彦 君 |

| | |
|-----------------------|-----------|
| 警 防 課 長 | 小 林 真 人 君 |
| 通 信 指 令 課 長 | 野 木 幹 雅 君 |
| 御 殿 場 消 防 署 長 | 谷 中 修 君 |
| 小 山 消 防 署 長 | 込 山 眞 治 君 |
| 御 殿 場 消 防 署 副 署 長 | 芹 澤 良 信 君 |
| 御 殿 場 市 経 済 外 交 戦 略 監 | 瀧 口 達 也 君 |
| 御 殿 場 市 企 画 部 長 | 井 上 仁 士 君 |
| 御 殿 場 市 総 務 部 長 | 山 本 宗 慶 君 |
| 御 殿 場 市 環 境 部 長 | 志 水 政 満 君 |
| 小 山 町 副 町 長 | 大 森 康 弘 君 |
| 小 山 町 企 画 総 務 部 長 | 野 木 雄 次 君 |
| 小 山 町 住 民 福 祉 部 長 | 小 野 一 彦 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------------|---------|
| 庶務課総務スタッフ課長補佐 | 込 山 次 保 |
| 庶務課総務スタッフ主任 | 佐 藤 麻 子 |
| 庶務課総務スタッフ主任 | 稲 優 子 |
| 庶務課総務スタッフ主任 | 林 寛 隆 |

○議長（高橋利典君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（高橋利典君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（高橋利典君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に各議員に配付済みであります。

○議長（高橋利典君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により議長において、3番 本多丞次議員、5番 高橋靖銘議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（高橋利典君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和2年第5回臨時会の会期は、本日12月18日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、第5回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（高橋利典君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第8号及び議案第9号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

皆さん、こんにちは。私のほうから御説明をさせていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第5回臨時会に提出をいたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案1件、条例案1件でございます。

以下、議案番号に従い、順次御説明申し上げます。

それでは、議案第8号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」申し上げます。

今回の補正額は、2,601万円の増額で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ32億5,537万4,000円とするものでございます。

補正の背景、要因といたしましては、9月補正予算編成後の事情変化によるものでございます。

歳出の主なものは、人事異動などを理由とした人件費の増減、資源循環費の増額でございます。

また、衛生センター放流水水質分析業務委託につきましては、債務負担行為を設定するものでございます。

歳入の主なものは、歳出の補正に伴う市町負担金の増額でございます。

次に、議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋利典君）

日程第4 議案第8号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま議題となりました議案第8号について、説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条は、歳入歳出予算の補正について定めるもので、歳入歳出予算の総額に2,601万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億5,537万4,000円とするものです。

第2条は債務負担行為について定めるものです。

最初に、歳出の内容について、「歳入歳出予算事項別明細書」の説明欄により説明させていただきますので、18ページ、19ページをお開きください。

1款1項1目議会費の1、議会活動費は、議員行政視察が新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となったため、視察研修の交付金を皆減とするものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の1、人件費は、人事異動及び人事院勧告に準拠した人件費の補正並びに当初予算に計上されていない消防職員の早期退職者1名分の退職手当となります。

2、積立金は、諸施設整備等基金に係る利子積立てでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

3款2項1目塵芥処理費の1、人件費につきましては、人事異動及び人事院勧告に準拠した人件費の補正でございます。

2、再資源化センター運営費、①資源循環費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛期間中を中心に再資源化センターに家庭ごみを搬入する利用者

が前年を大きく上回り、上半期のごみ搬入量が前年度に比較しまして132%増加したことから、専門業者へ委託して資源化処理を行う、廃乾電池、小型家電類のごみ類が増加し、委託料に不足が生じたため、292万4,000円増額するものでございます。

2目し尿処理費の1、人件費につきましては、人事異動及び人事院勧告に準拠した人件費の補正です。

なお、795万円の増額でございますが、再任用職員1名分の人件費が当初予算で計上されていなかったことから、本補正で計上したことが主な要因です。

24ページ、25ページをお開きください。

4款1項1目常備消防費の1、人件費につきましては、人事異動及び人事院勧告に準拠した人件費の補正によりまして、559万6,000円の減額でございます。

次に、歳入の内容について説明させていただきますので、14ページ、15ページをお開きください。

4款1項1目利子及び配当金は、説明欄に記載の諸施設整備等基金に係る利子の増額分でございます。

ページ戻っていただきまして、12ページ、13ページをお開きください。

以上の歳出及び歳入の補正により、1款1項負担金につきましては、2,600万2,000円の増額となり、内訳は、御殿場市が1,965万6,000円、小山町が634万6,000円の増額となります。

次に、4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為は、衛生センターの放流水水質分析業務委託について、令和3年度当初から円滑な業務執行が図れるよう、本年度中に入札を執行いたしたく、令和3年度から令和5年度までを期間としまして、限度額500万円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、議案第8号の内容の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利典君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（高橋利典君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（高橋利典君）

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長（高橋利典君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより、議案第8号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利典君）

日程第5 議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長

○消防長（勝間田誠司君）

それでは、ただいま議題となりました議案第9号について説明いたします。

資料1、議案書の1ページをお願いいたします。

これは、急速充電設備に関する、本条例改正の条文となります。

概要については、議案資料にて説明いたしますので、恐れ入りますが、資料2、議案資料の1ページをお願いいたします。

本議案は、総務省が「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」この一部を改正したことにより、当組合火災予防条例も所要の改正を行うべく、提出いたしましたものでございます。

まず、改正の背景について説明いたします。

急速充電設備、これは、サービスエリアや公園の駐車場などで目にする、電気自動車用の充電設備を指します。

環境問題やSDGsの取り組みとして、全世界的に電気自動車の開発が進んでおりま

すが、それらを取り巻く業界の課題として、自動車の航続距離が短いことや、充電に長時間かかることなどが挙げられております。

これらの解決策として、自動車の電池の大容量化と、それへの短時間充電を可能にする急速充電設備の高性能化が不可欠となっております。

現在の火災予防条例上、急速充電設備の中で規制されるものは、全出力が20kwを超えるものから50kw以下の設備でございます。

50kwを超えるものは、変電設備の規定が適用され、これは、有資格者しか取扱いが認められておりませんので、無資格の運転手が自ら充電できないといった使用実態と異なる事態が生じることとなります。

今回の改正の一番のポイントは、今後大電流化する急速充電設備の全出力の上限を50kwから200kwに引き上げることです。これにより、大電流化した急速充電設備でも200kwまでは、無資格の人でも容易に使用できることとなります。

改正内容につきまして、新旧対照表により説明いたします。

資料の2ページ、3ページをお願いいたします。

第11条の2第1項で、全出力の上限を、50kwから200kwに改めます。また、第1号で、保安距離とその緩和条件を定めます。

次のページ、4ページ、5ページをお願いいたします。

第13号から第16号のアンダーラインの部分が新たな基準として追加されるもので、コネクタの落下防止措置や各種の安全機能を付加するという条項でございます。

次のページ、6ページ、7ページをお願いいたします。

第44条は、各種設備の消防への届出について定めたものです。

現在、急速充電設備については届出の必要がありませんが、今後、全出力50kwを超えるものから200kw以下のものを新たに届出の対象として追加いたします。

その他の変更箇所につきましては、文言整理でございます。

附則につきましては、省令に合わせ、令和3年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置として、「施行日前に設置され、又は工事がされている設備については適用しない」として、遡及適用はいたしません。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（高橋利典君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（高橋利典君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

これより、議案第9号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利典君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会第5回臨時会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでした。

午後1時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 利 典

署名議員 本 多 丞 次

署名議員 高 橋 靖 銘